

IADLアルジェリア大会が2020年4月に延期になりました

IADL BUREAU 笹本 潤

前号のinterjurist No198号では、第19回IADL大会が、アルジェリアで2019年9月18～22日に開かれますとお知らせしましたが、アルジェリアの国内情勢の悪化から、2020年4月に延期することになりました。

今年4月5、6日にマレーシアのクアラルンプールで開かれたIADLの執行部会議 (IADL BUREAU) で、IADL大会の準備を進めてたアルジェリアの法律家から報告がありました。報道でもご存じのように、2019年3月からアルジェリアは長期政権を続けてきた高齢のプーテフリカ大統領の退陣を求めて国民のデモが起きました。この結果、大統領は退陣しましたが、引き続きこの大統領の勢力が政権にしがみついており、それを法的に維持する体制も残っており、国民の抗議は止まりません。今後7月に大統領選挙が行われ、それに基づき新政府の成立や憲法の改正も政治課題に載っています。

現地のIADLのアルジェリア大会実行委員会は、アルジェリアの弁護士会とともに大会の準備を進めてきました。弁護士会の体制が決まるのが、大統領選挙より後の9月以降になるため、2019年9月のIADL大会の開催は到底準備が間に合わない判断し、開催の延期を決断せざるを得ませんでした。

以上の理由により、IADLアルジェリア大会は、2020年4月に延期して開催する方向で準備を進めています。詳細が決まり次第このinterjurist誌において、お知らせいたします。

2019年5月

IADL／COLAP執行部会議 (4月6日～7日・マレーシア)報告

弁護士 井上 啓

4月4日から8日まで、マレーシアのクアラルンプールで開催されたIADL COLAP執行部会議のうち、6日～7日の会議に参加したので、議事録を参照したうえで、分かる範囲で以下報告します。

1 トルコにおける弁護士に対する攻撃について

2019年3月27日、IADL執行部メンバーのSelcuk Kozagacli 弁護士を含め、18人の弁護士に有罪判決が出された(合計懲役160年超)。釈放再逮捕を繰り返す、政府と結びついて偏向していると悪名高い裁判官など異例づくめの裁判であった。IADL執行部メンバーから、現地調査活動や抗議キャンペーンなどの提案がなされた。

2 フィリピン現地調査(3月15～18日) –別原稿の報告書参照

3 中米ハイチのラスン虐殺について

2004年以来、アメリカの支援する国連軍が駐留しているが、混乱が広がっている。

2012年の選挙では一般人が参加できないまま Michel Martelly が、そして現在、Jovenel Moise がアメリカの後押しで大統領となっている。2018年7月、燃料価格の暴騰で抗議活動がおこり、10月、政府を倒せとの要求が起こると、逆に政府は反撃に出て殺害までも起きている。

特に11月13日におよそ70人がLa Salineラスンで虐殺された。ラスン虐殺については報道が制限されており国外でも注目されていない。ハイチ政府に保護と正義と賠償を求める手紙を出したり、国際調査団の参加などがマリオから要請され議論した。

4 パレスチナ問題-国際司法裁判所に提訴の件

2018年3月29日のいわゆる the Great March of Return from Gazaにおいて、数百人が殺された事件につき、戦争犯罪・人道に反する罪で国際司法裁判所に提訴する件は、数ヶ月にわたり署名が集められている。アメリカの戦争犯罪もそうだが、イスラエルの戦争犯罪については「国際的免責 (international impunity) であり、この訴えは画期的である。日本では多くの人がこのことを知らないが、JALISAのメンバーにはガザで日本の教育を提供している人がいる。

5 次回IADLアルジェリア会議について

民主化運動の盛り上がりによって、4月の大統領選挙が延期され、ブーテフリカ大統領の退陣と3か月の暫定政権樹立が言われているが、憲法改正、それに基づく新政府の樹立、それから法務大臣との協議も必要となるので、今年9月の会議開催は延期し、2020年の4月5日から20日の間に予定する。

6 次回会議の内容について

テーマ①環境法と気候変動、②国連憲章と国際機関の理解、③ビジネスと人権

7 ブラジルの政治犯元大統領ルイス・イグナシオ・ルーラ・デ・シルバについて

2018年10月の大統領選挙妨害の意図で、同年4月7日、懲役12年の刑で収監されたルーラは

不正な裁判によって身柄を取られた政治犯であり、解放するよう求める国際キャンペーンについて議論した。

8 バングラディッシュのロヒンギャ難民問題

1973年と1991年に約200万人のロヒンギャ難民がミャンマーからバングラデシュに避難してきたが、その本国への帰還につき、ミャンマー軍による妨害がある。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が両国との間に入っているが、ロヒンギャ難民の保護は不十分である。IADLは他のASEAN諸国にも呼びかけて問題解決を支援していくことが議論された。

9 南シナ海問題

中国は、ガス田開発や軍事活動など南シナ海に拡張し続けているが、平和的な解決に向けて国際的な関心を集める必要がある。昨年、Russian Peace Road FoundationとIADLは南シナ海会議を成功裏に開催したが、今年も第2回目の会議をベトナム弁護士会も交えてモスクワで6月25日から約50人規模で開催する。できれば中国からの発言者も期待したい。中国が議論に参加することは重要である。

10 韓国および日本の状況について

韓国には、いわゆるアメリカ主導の朝鮮国連軍が駐留しているが、ひとたび朝鮮半島で戦争が起きれば、日本にある朝鮮国連軍の基地からも参戦することとなる。朝鮮国連軍が韓国に駐留していることが北朝鮮を刺激し朝鮮半島の平和構築に障害となっている。IADLとCOLAPは4月15日に朝鮮国連軍の解体を求める声明を出す。

12人のウエイレス「脱北偽装」事件につき、5月に韓国と北朝鮮に行って調査を行う予定。北朝鮮ではウエイレスの家族から話を聞く予定だが、北朝鮮の弁護士のサポートを受ける。

沖縄の辺野古新基地建設、沖縄県知事選や県民投票の結果について説明。メンバーからは県民投票の結果は政府を拘束しないのか、裁判はどうなっているか、IADLとしてどのようなサポートができるか提案してほしいなどの意見が上がった。

※次回のCOLAP執行部会議は、タイで今年11月28日 (木)~12月2日 (月) とのこと。

朝鮮半島をめぐる二つのIADL/COLAP決議

COLAP事務局長 笹本潤

2019年4月5~7日にマレーシア・クアラルンプールでIADL BUREAU(執行部会) とCOLAPの執行部会議が開かれた。その中で、韓国の法律家 (民弁のジャン弁護士) から朝鮮半島の

二つの決議が提案され、採択された。

IADLとCOLAPは、朝鮮半島の平和問題については、2018年の板門店宣言以前から、南北朝鮮の平和条約締結、韓国からの米軍基地の撤去を要求する決議を発表してきている。今回の会議では、今の時期に沿った課題として、朝鮮国連軍の解散と北朝鮮への制裁解除決議が採択された。

1,朝鮮国連軍の解散決議(決議1)

朝鮮国連軍は、朝鮮戦争当時の1950年に設立された。しかし、「国連軍」は実は名ばかりで、安保理決議はアメリカに部隊の形成を勧告したに過ぎず、国連旗の使用も統一指揮権を示すために過ぎなかった(安保理決議84)。その後、停戦協定が結ばれたにもかかわらず、非武装地帯の監視などの任務で現在でも韓国に存続している。

しかし、現在、南北の板門店宣言の後、米朝交渉でアメリカは北朝鮮に核の放棄をせまっているが、同時に朝鮮国連軍は南北和解にブレーキの役割を果たしている。南北の鉄道の連結を進める事業についても、非武装地帯の管轄は「国連軍の管轄」だから、ということでアメリカが国連軍の承認がない限りできないとして妨害の役割を果たしている。

国連でも、この朝鮮国連軍は、1975年に解散決議が国連総会でなされている。ガリ元事務総長も、国連の指揮権が及ばないことを認めている。朝鮮戦争の平和条約が締結されれば、当然「国連軍」は解散するが、平和条約が結ばれる前でも、「国連軍」は解体されるべきである。

日本もこの「国連軍」と1954年に地位協定を結び、日本の米軍基地を「国連軍」のための後方支援基地として利用させることを認めている。国連軍の問題は日本も含めた東北アジアの問題そのものでもある。

このIADL/COLAP決議は、このような趣旨のもと、今後賛同の署名を国際的に集めていく予定である。

2,北朝鮮への制裁解除決議(決議2)

米朝交渉が膠着状態に陥っている原因の一つに、北に対する制裁の解除を北が求めるのに対して、アメリカが北のより一層の核放棄を迫っている構図がある。しかし経済制裁は、政府に対するだけでなく、その国民一般に深刻な影響を及ぼすものである。制裁が続く限り、北朝鮮もなおさら一層態度がたかくなにならざるを得ない。国民の生活を人質に取られながらの米朝交渉であり、少しでも交渉の障害を除いていく声を大きくしていかないと、米朝交渉も逆戻りしてしまう。

今回の決議は、米朝の圧倒的な軍事力の差を考慮に入れた公平の見地から、米軍の軍事演習とともに、経済制裁の解除が、米朝の交渉をうまく進めていく鍵であることを指摘するものである。

決議1

平和の時代、冷戦の遺物である国連軍司令部の解体を求め

翻訳 弁護士 笹本潤

1950年7月7日、国連安保理は米国が主導する統合司令部の創設を勧告したが、米国はこの司令部に、国連の名前を盗用し、朝鮮国連軍と称した。

国連事務総長が2度、公式確認したように、朝鮮国連軍は国連の傘下機構ではない。

それにもかかわらず、朝鮮国連軍は国連の安保理の決議なしに朝鮮半島で戦争を始める権限、北朝鮮地域に関する占領権限、日本政府の協議なしに日本の基地の使用と役務を受ける権限まで有している。

従って、朝鮮国連軍は、停戦協定とは関係なく朝鮮半島の平和と日本の平和憲法まで脅かす危険な戦争機構である。

国連の機構のようにふるまって来た朝鮮国連軍は、長い間国際社会の批判を受けて来て、その結果1975年第30回国連総会で朝鮮国連軍の解体が決議された。

このように平和協定の締結以前であっても、朝鮮国連軍は既に解体されるべき機構なのである。

しかしながら、朝鮮半島の平和の時代に逆行するように朝鮮国連軍を強化しようとする動きが現れている。また、南北間の軍事、経済協力事業を統制するなど、直接的な障害を作り出している。

これは韓国と日本及び国連加盟国の市民の意思に反することであり、ここに私たちは朝鮮国連軍の解体を強く要求する。

1. 米国政府は朝鮮国連軍を解体せよ。
2. 米国政府は朝鮮国連軍を表に立て、南北の協力事業を妨害するな。
3. 国連は朝鮮国連軍の国連という名称の使用をやめさせよ。
4. 国連は、米国が1975年朝鮮国連軍解体の決議を履行するように強制せよ。

2019年4月 この呼びかけに賛同します。

国際民主法律家協会 (IADL)、アジア太平洋法律家協会 (COLAP)

In the era of peace, dissolve the UNC, the relic of the Cold War.

On July 7, 1950, the United Nations Security Council recommended the creation of a US - led the unified command, but the United States referred to it as the United Nations Command using the name of the United Nations.

As the UN Secretary-General has confirmed twice, the United Nations Command in Korea is not a subsidiary organ of the United Nations.

However, the United Nations Command has the authority to start a war on the Korean peninsula without a UN Security Council resolution, to take over North Korean region, and to use Japanese bases and services without consulting with the Japanese government.

Therefore, the United Nations Command in Korea is a dangerous war apparatus that can threaten the peace on the Korean peninsula and the peace constitution of Japan away from the armistice agreement.

The United Nations Command, which has been acting like an organ of the United Nations, in Korea has long been criticized by the international community, and as a result, the resolution to dissolve the UNC passed at the 30th United Nations General Assembly in 1975.

Even before the conclusion of the peace treaty, the UNC is an organization that should have already been dissolved.

However, there is a movement, against the era of peace on the Korean Peninsula, to strengthen the UNC.

It also creates direct obstacles such as controlling military and economic cooperation projects between South and North Korea.

This is contrary to the wishes of the citizens of Korea, Japan and other member states of the United Nations, and we strongly demand the dissolution of the United Nations Command in Korea.

1. The US government should dissolve the United Nations Command in South Korea.

2. The US government, through the United Nations Command in Korea, should not interfere with inter - Korean cooperation projects.
3. The UN should stop the United Nations Command the use of the name "the United Nations".
4. The United Nations should force the United States to implement its 1975 resolution to dissolve the UNC.

APRIL, 2019

We endorsed this petition.

International Association of Democratic Lawyers (IADL)

Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP)

決議2

北朝鮮に対する制裁の解除に関するCOLAP決議

アジア太平洋法律家協会は、北朝鮮による地域の平和と安全保障への脅威は存在しない下での、北朝鮮に対する制裁は重大な国際法違反であると考えます。

国連、アメリカ、韓国、日本に対してただちに制裁を解除することを求める。米国の北朝鮮に対する軍事的脅威と、米国によってしばしば行われる北朝鮮を標的にした朝鮮半島地域周辺の共同軍事演習により、北朝鮮を核兵器とミサイルのテストと開発に導いている。経済制裁により、北朝鮮は、強大な軍事大国であるアメリカの脅威に対し、民衆を守るための防衛をせざるを得ず、これは明らかに不正義で不公平である。

国際法に反する制裁は、地域に軍事的緊張と戦争を誘発するための敵対行為である。正当化できない制裁は、朝鮮半島の人々に苦難をもたらし、解除されなければならない。

金剛山ツアーや開城工業団地は、統一を望んでいる朝鮮民族の国内的事項である。

韓国と米国の非核化に向けた作業部会は、主に朝鮮民族の国内的な事項への干渉として、そして南北朝鮮の交流と協力を禁止するものとして、米国により誤用され、操作されてきた。

アジア太平洋法律家協会 (COLAP) は、米国政府に対して非核化に向けた作業部会を解散し、南北朝鮮の交流と協力への干渉を止めるように求める。東北アジアの平和は、米軍の韓国からの撤退によってのみ実現できる。これは、核心的で根本的な問題である。そして、その後には朝鮮半島全体のために平和地帯の確立を達成すべきである。

2019年4月 クアラルンプールにて

RESOLUTION OF THE CONFEDERATION OF LAWYERS OF ASIA-PACIFIC ON LIFTING OF SANCTIONS AGAINST NORTH KOREA

The Confederation of Lawyers of Asia -Pacific declare that sanctions against North Korea are in flagrant violation of International Law , as there is no threat to peace and security of the region from North Korea .

We call upon the United Nations, the United States , South Korea, and Japan, to immediately lift sanctions ; as it is the military threats of the United States to North Korea and the joint military exercises held from time to time by the United States in and around the region of the Korean Peninsula directly targeting North Korea, which led to North Korea's testing and developing nuclear weapons and missiles. Economic sanctions imposed on North Korea for resorting to self -defense measures to protect its people from the threats of the United States of America , a powerful military power , is prima facie unjust and unfair .

Imposition of sanctions in violation of International Law, are prima facie hostile acts calculated to incite tension and war in the region ; unjustified sanctions causing hardship to the people of the Korean Peninsula must be lifted ; the Mt. Geugang tour and Kaesong Industrial complex facilitated, as these are internal issues of the people of Korea been longing for reunification .

The “ South Korea -US Working Group on De-nuclearisation “ has been misused and manipulated by the United States, primarily to interfere in the internal and domestic affairs of the Korean people, to prohibit inter-Korean exchange and co-operation .

The Confederation of Lawyers of Asia -Pacific calls upon the government of the United States of America to dissolve the “Working Group on De-nuclearisation” and to cease interfering with inter -Korean exchange and co-operation. Peace in North-East Asia can only be attained by withdrawal of all US troops from South Korea , this is the core or fundamental issue ; this should be followed by the establishment of a ‘Zone of Peace’ for the entire Korean Peninsula .

決議3

インドとパキスタンの間で生じている最近の軍事的敵対行為に関する決議

翻訳 室蘭工業大学大学院准教授 清末愛砂

アジア太平洋法律家協会は、インドとパキスタンの間で生じている最近の軍事的敵対行為に関して大きな懸念を表明する。両国が核兵器保有国であることから、域内の平和と安全保障を脅かす行為及びアジアの経済発展を後退させることにつながる行為を自制するよう求める。

インドとパキスタンの両政府には、国際紛争を平和、安全保障及び正義を脅かさない手段で解決しなければならないことを加盟国に義務づけている国連憲章2条3項及び同条4項を遵守すること、及びその国際関係において領土の保全若しくは他国の政治的独立を損なわせるために国連憲章の目的及び原則に反する強行的な手段を用いて、あからさま若しくは隠密な形で武力による威嚇をしたり、武力を行使したりすることを慎むことが求められている。

我々は、インドとパキスタンの両政府に対し、双方のファシスト的な宗教過激主義者にとらわれることを止めること、及び直ちに経済的、商業的、技術的及び文化的協力を回復させ、南アジア地域協力連合 (SAARC) による対話を再開することを求める。

域内での軍備拡張競争は、経済発展を犠牲にして行われるものであり、インドとパキスタンのいずれの人々の利益にもならないものである。

2019年4月7日

Resolution on the recent military hostilities between India and Pakistan

The Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific express serious concern on the recent military hostilities between India and Pakistan, the continuance of which endangers the peace and security of the region and would set back the economic development of Asia as both are nuclear weapon states.

The governments of India and Pakistan are required to adhere to Article 2.3 and 2.4 of the United Nation Charter which mandates that states must settle their international disputes in a manner so as not to endanger peace, security and justice and to refrain in their international relations from the threat or use of the military force overt or covert against the territorial integrity or political independence of other states in any coercive manner inconsistent with the purposes and principles of the United Nations Charter.

We call upon both governments of India and Pakistan to cease being hostage to facistic religious extremists on both sides; to immediately resotre economic, commercial, technical and cultural co-operation, and resume the South Asian Association of Regional Cooperation (SAARC) dialogue.

The arms race in the region is at the cost of economic development and does not benefit either the people of India and Pakistan.

7 April 2019

決議4

英国に対し、ディエゴガルシア米軍基地と呼ばれるチャゴス諸島をモーリシャス共和国に返還することを指示する国際司法裁判所の勧告的意見に関するアジア太平洋法律家協会決議

翻訳 室蘭工業大学大学院准教授 清末 愛砂

アジア太平洋法律家協会は、2019年2月25日に国際司法裁判所が出した、ディエゴガルシア米軍基地として知られるチャゴス諸島を「できるだけ速やかに」モーリシャス共和国に返還することを指示する勧告的意見を英国と米国政府、全ての関係者及び国連が直ちに執行することを求める。

国際司法裁判所は、ディエゴガルシア米軍基地の拠点になっているチャゴス諸島が1968年の脱植民地化の過程で英国の軍事統治領であったモーリシャス共和国から違法に分離されたこと、そうした分離行為やChagos Archipelago(チャゴス諸島)と呼ばれる地域からの英国による住民の追放が国際法違反であり、それらが現在ディエゴガルシア米軍基地として知られるチャゴス諸島の住民を含むモーリシャスの人々の意思を無視して実行されたこと、及び英国が国際法に甚だしく違反する形でこれらを違法に決定し、さらに言えば脱植民地化に先立ち、同盟国の一国、具体的に言うと米国がディエゴガルシア島に軍事基地を建設できるようにするために軍事統治領からチャゴス諸島を切り離し、あらたな植民地にしたことを認めた。

我々はモーリシャス政府に対し、米国がディエゴガルシア基地としてチャゴス諸島を使用することを拒否するよう求める。

クアラルンプールにて

2019年4月7日

RESOLUTION OF THE CONFEDERATION OF LAWYERS OF THE ASIA -PACIFIC ON THE ADVISORY OPINION OF THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE DIRECTING THE UK TO RETURN CHAGOS ISLANDS ALSO KNOWN AS THE US MILITARY BASE OF DIEGO GARCIA TO MAURITIUS

The Confederation of Lawyers of Asia -Pacific call upon the governments of the United Kingdom and the United States, all concerned parties and the United Nations to immediately implement the February 25, 2019 Advisory Opinion of the International Court of Justice to return the Chagos islands also known as the military base of Diego Garcia to Mauritius “as rapidly as possible”.

The International Court of Justice ruled that the islands which are home to the US military base of Diego Garcia were illegally separated from the former British military territory of Mauritius during decolonization in 1968 and that the act of separation and dispossession of those living in what was then known as the Chagos Archipelago by the UK was illegal under International Law and carried out without any regard to the will of the people of Mauritius including those living on the Chagos Archipelago, now known as the military base of Diego Garcia and that the United Kingdom had already decided illegally in flagrant violation of International Law, even prior to decolonization that the territory would be excised and turned into a new colony in order to allow one of its allies namely the United States to build a military base on the island of Diego Garcia .

We call upon the Government of Mauritius to reject the use of the Chagos islands by the United States as the military base of Diego Garcia.

Kuala Lumpur

7 April 2019

トルコの弁護士弾圧事件の判決

IADL BUREAU 笹本 潤

Interjuristの197号でお伝えしたように、トルコの弁護士団体ÇHDが弾圧された事件の裁判傍聴を2018年9月にしてきたが、その判決が言い渡された。

2019年3月20日の判決結果は、18人の弁護士全員に有罪判決がなされ、懲役刑となった。控訴はしたようである。黙秘権の告知などがテロ組織に加入している犯罪の根拠とされ、政治的な狙いを持った弾圧事件と言ってよい。

Prison sentences by the Court:

- 18 years 9 months of prison service for Atty. Barkın Timtik
- 13 years 6 months of prison service for Atty. Özgür Yılmaz
- 13 years 6 months of prison service for Atty. Ebru Timtik
- 12 years of prison service for Atty. Behiç Aşçı
- 12 years of prison service for Atty. Şükriye Erden
- 10 years 15 months of prison service for Atty. Selçuk Kozabaçlı
- 10 years 6 months of prison service for Atty. Engin Gökoglu
- 10 years 6 months of prison service for Atty. Aytaç Ünsal
- 10 years 6 months of prison service for Atty. Süleyman Gökten
- 9 years of prison service for Atty. Aycan Çiçek
- 9 years of prison service for Atty. Naciye Demir
- 7 years 12 months of prison service for Atty. Ezgi Çakır
- 3 years 9 months of prison service for Atty. Yağmur Ereren
- 3 years 9 months of prison service for Atty. Yaprak Türkmen
- 3 years 9 months of prison service for Atty. Didem Baydar Ünsal
- 3 years 9 months of prison service for Atty. Ayşegül Çağatay
- 2 years 13 months of prison service for Atty. Zehra Özdemir
- 2 years 13 months of prison service for Atty. Ahmet Mandacı

IADLは、2019年4月6日にクアラルンプールで記者会見を開き、トルコ政府と法務省に対して抗議の声明を発表した。ヨーロッパ各地でも一斉の抗議行動が行われた。



世界各地のIADL執行部メンバーは言い渡された懲役刑のプラカードを持ち抗議した（IADLサイトより）

フィリピン超法規的殺人問題

フィリピン超法規的殺人国際調査団に参加して

弁護士 井上 啓

1 昨年、フィリピンのネグロス島でNUPLの弁護士ベンジャミン・ラモス氏が殺害され、JALISAでも昨年12月8日に抗議声明を出したが、今年3月14日から18日まで、ベルギー、アメリカ、イタリア、オランダ、韓国、そして日本から私の合計9名の国際弁護士がフィリピン現地を訪問して、ドゥテルテ政権による「超法規的殺人」、特に弁護士を始めとする法律家に対する攻撃について、聴き取り調査をした。

2 3月14日(木曜日)

10:30~11:30 Department of Justiceにて、Richard Fadullon Senior Deputy State Prosecutor からの聞き取り、12:00~13:00 National Bureau of Investigationにて Assistant Director のMedardo De Lemos氏からの聞き取りを行ったが、超法規的殺人の捜査は、なかなか証拠がなく難航しがちであるとのことであった。

15:00~18:00 IBP(フィリピン弁護士会)にて、Felix Reyes 裁判官、弁護士会長、NUPLネリ弁護士をメインスピーカーにして、“the UN Basic Principles and Role of Lawyers” というテーマでセミナーが行われた。人権の守り手としての弁護士の役割が重要であること、それゆえ国際法上も弁護士の身の安全が保障されなければならないとのこと。

3 3月15日(金曜日)

The Armed Forces of the Philippines(AFP)とPhilippine National Police(PNP)に対するヒアリングは、意図的かどうかは不明だが、時間がとれないなどの理由でできなかった。

11:00~12:00 Manlaban sa EJK allianceのTony La Vina 教授から民主的な市民グループに対する攻撃もあることが話された。

12:00~13:00 IBP(Integrated Bar of the Philippines)にてAbdiel Fajardo 弁護士会会長からのお話の後、14:00~16:00 NUPL, BAYAN, KARAPATANが入っているビル内の各事務所を訪問し、その活動について話を聞き、友好を深めた。

16:00~16:30 ケソン市裁判所を見学し、17:00~18:00 Prosecutors' League of the Philippines のReynaldo Garcia 検事から聞き取りをする。やはり、犯人につながる物証がほと

んど残っていないことが立件が難しい理由だという。

18:30 ~ 19:30 Commission on Human Rights(CHR) の Jacqueline Ann De Guia 執行役員から聞き取り。麻薬犯を敵視するといっても、その弁護人までターゲットにするのは、まさに「Collateral Damage」であるとのこと。

4 3月16日(土曜日)

朝から夜まで、ホテルの一室に、被害者やその家族に来てもらい、順次聴き取りをした。

- ① Prosecutor Mary Ann Castro 氏 (2019.1.17セブ市にて殺害・享年49歳) の長女からの聞き取り
- ② Ombudsman Special Prosecutor Madonna Joy Tanyag 氏 (2018.6.4 ケソン市にて殺害・享年32歳) の夫からの聞き取り
- ③ Deputy City Prosecutor of Quezon City Rogelio Velasco 氏 (2018.5.11 ケソン市にて殺害) の娘からの聞き取り

このケースでは、犯人たちのCCTV画像が残っていて、それを再生してもらおう。



犯人たちの映るCCTV画像をみる調査団の弁護士

- ④ Ron Ely L. Espinosa 弁護士 (NUPLのメンバー) からの聞き取り。2017.8.30 軍の諜報員が事務所に入ろうとしたが、ジャーナリストに見つかり危うく難を逃れたという。
- ⑤ Czarina Musni 氏 (共産主義者のレッテル貼りされた女性弁護士) からの聞き取り。ミンダナオのCagayan de Ore で2019.2.22に自分の名前の記載されたリスト (氏名手配書のようなもの) が出回る。
- ⑥ Maria Catherine Dannun-Salucon 氏 (NUPL女性弁護士、ルソン市の副市長) からの聞き取り。所属事務所の事務員が殺される。レッテル貼りや尾行などの嫌がらせを受け

ている。

5 3月17日(日曜日)

この日も、終日、ホテルの一室で聴き取り調査。

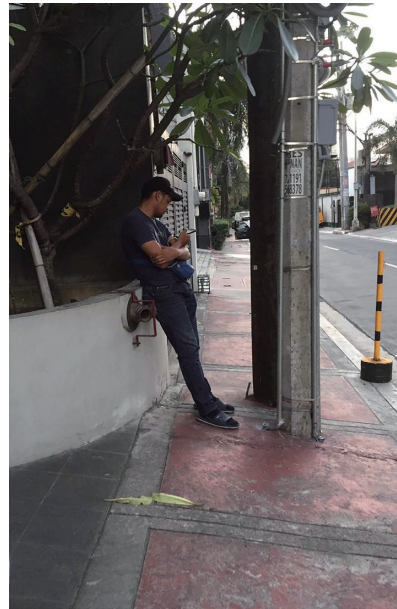
- ①ある男性 (匿名希望) からの聞き取り。2018.2.13 車を運転していて、バイクに乗った2人組から狙撃されたとのこと。
- ② Katherine Panguban 氏 (東ネグロス、サガイ市のNUPLの女性弁護士) からの聞き取り。2018.10サガイ市でサトウキビ農民9人が殺された事件「サガイ9」の目撃者や生存者を助けたところ、戸籍上の父親から逆に「児童誘拐・監禁」の罪を着せられ、刑事裁判中とのこと。
- ③ NUPLのEphraim Cortez 書記長のお話
超法規的殺人は、アロヨ時代からあり、アキノ、ドテルテと続いてきた。ラベリングして、嫌がらせをして、パラリーガルを含めて殺害する。ネグロスのベン・ラモス弁護士のケースもそう
で同じパターンがある。
- ④ KarapatanのJigs Clamor 書記長代理のお話
人権活動家が2001年から2018年の間に約700人殺された。アロヨ時代に476人、アキノ3世時代に139人、ドテルテになって91人

6 3月18日(月曜日)

11:00から、IBPにおいてPress Conferenceを開き、初期調査結果を記者発表した。記者会見場に、スパイが潜入していた。不審な私服の女性を問い詰めると記者だと答えたが、所属が確認できなかったという。さらに、記者会見場から国際調査団の宿泊していたホテルまで2人乗りのナンバープレートのないバイクが尾行してきていた。



その後、宿泊ホテルの出入り口付近で張り込みをしている不審者が見つかる



翌19日、アメリカへ帰国する弁護士が、ニノイアキノ空港で出国手続きの際に、パスポートのコピーを取られた。また別の弁護士は入管職員のパソコンのモニターに自分の顔が写っていたのを見た。同日、これらの嫌がらせに対して、調査団として、抗議声明を出したが、現在でも、NUPLやKarapatanに対する攻撃は続いているとのこと。

以上

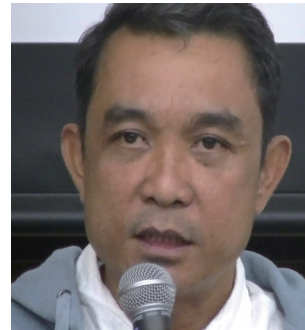
フィリピンの超法規的殺害についてのイベント報告

日本国際法律家協会理事 高部優子

フィリピンでは、法的な手続きをせずに、軍や警察、政府などが関与して行われる殺人「超法規的殺害」が蔓延している。ドラッグ戦争の名の下、捜査過程で23,000人が死亡したとされているが、ドラッグ関連に加えて“テロリスト”や“武装勢力”を取り締まるという名目で、一般の農民や労働者、人権活動家、弁護士までもが殺害されている。

日本国際法律家協会は、2016年（『Interjurist』No.191）、2019年3月にフィリピン現地調査を実施し（P14）、また2019年4月にドゥテルテ大統領や国防大臣、警察長官などに抗議声明を送付した（P23）。

今回、ネグロス島からサトウキビ労働組合事務局長のジョン・ミルトン・ロサンデ氏をお呼びして2週間のスピーキングツアーを行った。ネグロス島は、2018年11月22日に公布された大統領令32号を機に、すでに多発していた超法規的殺害に加え、国軍や警察などが実行する作戦において多くの市民が殺害され逮捕されるという事態になっている。予定では人権団体カラパタンのクラリッサ・シングソン・ダガタン氏のお2人が来日する予定だったが、入院されたため来日できなかった。彼女は、継続的に起きている超法規的殺害を外部に伝えるべく、農民組織とともに現地調査を実施し、報告書をまとめる日々を過ごしていた。過酷な状況で働き続ける中、「次はお前だ」という脅迫を何度も受けていた。



来日費用は、2004年以来、フィリピンの中山間地域に通い続けている勅使川原香世子会員、平井朗会員、筆者が中心となってクラウドファンディングで賄った（<https://readyfor.jp/projects/stoptheattacks>）。クラウドファンディングの他、多くの皆さま、共催団体にご協力いただいたことを感謝申し上げたい。

ツアー中、愛知県、大阪府、神奈川県、東京都の大学や研究施設などで、公開・非公開の講演会、日本外国特派員協会などでの記者会見などを実施した。その中で、日本国際法律家協会は、5月11日の大阪、18日の東京で講演会を主催した。今回の報告では、東京におけるジョン・ミルトン・ロサンデ氏の講演を紹介する。

ジョン・ミルトン・ロサンデ 全国サトウキビ労働者組合(NFSW)事務局長の話



全国サトウキビ労働者組合は、農民、労働者への法的サポート、組織化などの労働組合活動をしています。ネグロス島には組合員が1万1千人います。私たちは主に、農民や農業労働者が、労働基準に関する法律に違反している地主に苦情を申し立てたり、労働雇用省に対して提訴したりする際に、農民をサポートしています。また、フィリピンには農地改革省がありますが、実際には農地改革によって農民に分配されるべき土地が分配されないままになっているので、農民が土地の分配を求める際に申請手続きの手助けをしています。

ネグロス島の最近の状況

ドゥテルテ大統領が2018年11月22日に、大統領令32号を出しました。それを機に、ネグロス島では一連の超法規的殺害が悪化しました。ネグロス全島が戒厳令下にあるような状況になっています。ミンダナオ島は戒厳令下にありますが、それに近いような状況です。

大統領令は11月ですが、一連の虐殺の最初の事件は10月20日です。9人の農民が襲われて殺されました。「サガイ9虐殺事件」と呼ばれています。

9人は「ブンカランBunkalan」の最中に殺されました。ブンカランは、サトウキビ生産の「死の季節」



と呼ばれる農閑期に私たちが続けている活動で、足りない食糧を補うため、農民たちが自らの権利に目覚めるきっかけとなるよう実施されてきました。地主から得る日当はとも少ないので、このような活動は生活費を補うためにも重要です。

「サガイ9」の背景 なぜ彼らは殺されたのか

サガイ市で起こったので、「サガイ9虐殺事件」と呼んでいます。農民たちが1日の作業を終えて休んでいた時に、彼らは殺されたのです。地主が雇った武装集団の男たちが農民を殺したと、私たちは考えています。

事件の背景として、被害者の農民たちが2000年に農地分配を求める申請書を提出していたことを挙げられます。本来は農地改革法によって分配されるべき土地でしたが、申請から18年たっても農民たちに分配されませんでした。地主が農地改革省の役人たちに働きかけたようです。

18年間、農民たちは地主に働きかけてきましたが何も改善が見られなかったので、農民たちはブンカランの実行を決めました。そしてブンカランの初日に、超法規的殺害が行われたのです。

農地改革法で土地を求めた農民たちへの暴力

先ほども申し上げたように、一連の虐殺事件の1件目は2018年の10月20日に起きたのですが、その前から多くの農民、農業労働者が地主から脅迫を受けていました。なぜかという、農民、農業労働者たちが農地法に則って土地の分配を申請していたからです。農民たちは、法律に従ってやっているだけなのですが、申請したことによってハラスメントを受けていました。単に、法律に基づいて分配を求めたり、ひどい労働条件の改善を要求していただけなのです。権利を主張したために、地主によってサトウキビ農場から追い出された労働者もいます。どんどん悲惨な状況になっていきました。地主が関わっていると思われる脅しや嫌がらせがありました。

そのほかには、農民組織のリーダーたちにでっち上げの嫌疑をかけ裁判を起こすというハラスメントを挙げることができます。盗みを働いたなど、でっち上げです。目的は裁判で正義を全うするのではなく、嫌がらせです。農民や労働者を助けて土地の権利を主張し、労働条件の改善を求めるといった農民組織リーダーたちの意欲を削ぐためなのです。

ベンジャミン・ラモス弁護士の殺害

去年の10月20日に9人の農民が殺されたあと、11月6日にベンジャミン・ラモス弁護士が殺されました。彼は無報酬でサガイ9の事件を引き受け、そして暗殺されました。実行犯たちはわからないのですが、私たちは、どう見ても地主らが雇った武装集団、あるいは軍につながる準軍事組織の暗殺団の犯行だと思っています。

そのあとさらに12月27日、フィリピン警察と国軍が共同作戦を行い、農民と農民組織のリーダー計6人を殺しました。あきらかに国の治安組織、警察、国軍が直接、参加したのだと思われます。農民組織に対して甚だしい人権侵害が横行しています。

さらに警察、国軍との共同作戦で、2019年3月30日に14人の農民やドライバーが殺されました。警察と国軍が略式処刑するという露骨な人権侵害でした。

この写真は、先ほどお話しした「サガイ9」の弁護を引き受けたベンジャミン・ラモス弁護士です。彼はフィリピン全国民衆のための弁護士 (NUPL) のネグロス島の支部長でした。40年余りにわたり、農民や農業労働者を助け、ボランティアで、無償で助けてきました。非常に優しく真の人



権を大事にする弁護士でした。サトウキビ畑で働く人のために身をささげてきた人ですが、突然、命を奪われました。

もっとも最近の被害者は、4月22日に殺害されたパティガスさんです。この件も、実行犯はわかっていません。彼はネグロス島北部の人で、長年にわたり人権活動家としてサトウキビ労働者をサポートしてきました。ネグロス島における一連の殺害事件の中で最も新しい被害者です。

2016年7月に発足したドゥテルテ政権のもと、ネグロス島では現在までに65人の農民や人権活動家などが殺されています。またフィリピン全土では、このような超法規的殺害の被害者は222人にのぼります。犠牲となっているのは、普通の農民であり、また正当な農民組織のメンバーやリーダーたちでした。農民、労働者だけでなく、さらに弁護士、カトリック教会の聖職者が犠牲になっています。彼らは犯罪者でもなんでもありません。増員された国軍兵士や警察官による市民への弾圧が強化され、地方において人権侵害が激化しています。こういった殺害事件は、まだこれからも続いていくと思います。

自身もターゲットに

ネグロス島において政府はさらに部隊を増強しています。5月2日、3日に大勢の国軍兵士がセブ島からネグロス島に到着しました。現在まで目立ったことは起きていませんが、たとえいま静かでも、やがて殺害が起きると考えています。政府は犯罪防止作戦だといっていますが、それは口実です。正当な農民組織、農業労働者の組織を排除する作戦をとろうとしています。貧しい人々や農民の利益に反する政策を推し進めるための口実にすぎません。

私自身、標的になっています。私自身への脅しもありますし、暗殺のターゲットになりかねない状況にあります。この写真は島のあちこちの警察署にあるものです。私の写真が載っています。写真の中には知らない人もいますが、右の列の下から2番目は11月に殺害されたラモス弁護士の写真です。私の写真が、このポスターにあるのは非常に怖いです。私は裁判に訴えられたりもして



いません。司法の場で争うということではないのです。ただ写真を載せられています。この写真は、住民に対するマインドコントロールであり、警告でもあります。殺されても当然の人だと、住民達に思わせようとしているのです。警察がこのようなポスターを貼りだす理由は、この写真に載っている人たちはテロリストだと、あるいはフィリピン共産党や新人民軍NPAのメンバーであると言いたいのです。それは事実ではありません。今回、重篤な病気になって来日できなかった人権活動家クラリッサの写真もあります。そういう状況なので、たとえ今静かでも、今後また、殺害が起きるのだと思います。

機能しない司法システム

フィリピンの司法制度は非常にゆがめられ、偏りがあります。一般市民が法廷闘争を試みても、なかなか太刀打ちできない現実があります。司法は地主側に有利に動きます。地主は経済的余裕があるので腕のいい弁護士を雇うことができますが、農民や労働者には経済的余裕がない。また、地主や政治家から裁判官に対する賄賂も横行しています。農民組織のリーダーたちはでっちあげの罪で起訴されたりしているのですが、それは嫌がらせなのです。その狙いは、為政者への反対意見を封じ込める、ということです。

厳しい状況の中で

私たちは厳しい状況であっても、それを変えることができると信じています。農民や農業労働者が強力に広範な運動を切り開いていければ可能だと思っています。我々がもっと強くなれば、政府への圧力になって政府も政策を変更せざるを得なくなる。農民や農業労働者が弱い限り、政府は私たちの声に耳を貸さないでしょう。やはりフィリピンの省庁、政府が動くよう、私たちが声高に権利を要求していく必要があります。農民たちが弱いままである限りは、裁判、司法も私たちの側に寄り添った判断をしないとします。

最後に

今回、私が話すこのような会を作っていただき感謝しております。様々な場で話すことができました。準備をしてくださった日本国際法律家協会をはじめ、日本の多くの友人にお礼を申し上げます。

皆さん、どうか今回お聞きになった話、情報をより多くの人に知ってもらうように広めてください。そして今後ともこのようなキャンペーン、活動に積極的に参加していただきたいと思います。そうして、はじめて私たちは目的に達することができると思います。

フィリピンは確かに危険な状態なのですが、私たちはここで止まるわけにはいきません。私は今回、自分たちだけではない、ということがわかりました。自分たちには日本の皆さんがついていてくれる、多くの友人がいることがわかりました。特に日本に多くの友人がいるということは勇気づけられます。それを状況の改善につなげていきたいと思っています。私たちが目指すのは、フィリピンにおいて人権を重視すること、農民や農業労働者に対する攻撃が止むこと、そして人々の正義が全うされる社会になるということ、農民や農業労働者も含め、フィリピンの人々全員に対してそのような状態になること、そこが私たちの目的地です。そこに向かって進んでいきたいと思っています。どうもありがとうございました。

フィリピンにおける超法規的殺害と国軍の残虐行為 に対する抗議声明

日本国際法律家協会 (JALISA: Japan Lawyers International Solidarity Association) は、現在悪化の一途をたどるネグロス島における農民やドライバー、人権活動家、農民組織、弁護士、宗教者などの殺害、虚偽の罪による逮捕、脅迫、活動妨害に対し、強く抗議する。

人権団体などの報告によれば、ドゥテルテ政権下、20,000 人以上がドラッグ捜査の中で殺害され、222 人 (農民や漁民、それを支援する人権活動家、弁護士、宗教者など) が政治的問題や土地紛争などを背景として殺害された。

ネグロス島では、民族民主戦線 (CPP-NDF-NPA) との和平交渉の中止、同島を含むサマル島、ビコール地方などへの非常事態宣言 (E.O. No. 32、2018 年 11 月)、共産党武装勢力制圧のための特別機動部隊設立宣言 (E.O. No. 70、2018 年 12 月) などに伴い EJK(超法規的殺害) が急増していると、マニラで開催された国際法律家調査団の記者会見において報告された。現政権下、同島の EJK 被害者は 69 人にのぼり、うち 54 人は農民である。

いくつかの特筆すべき事例は、

- 1) 地主との土地紛争を背景として 2018 年 10 月 20 日に西ネグロス州サガイ市で発生した 9 名の農業労働者虐殺 (Sagay 9)
- 2) Sagay 9 被害者の擁護にもあたっていた弁護士ベンジャミン・ラモス (Benjamin “Ben” Ramos) の銃殺
- 3) 相次ぐ人権活動家などへの脅迫
- 4) 2018 年12月27日にギフルガン市などで実行された国軍や警察などの合同作戦 Oplan Sauron における 6 名の農民やドライバーなどの銃殺
- 5) 2019 年 3 月 30 日にカンラオン市などで実行された同作戦における農民など 14 名の銃殺
- 6) 同時に、上記作戦における虚偽の罪による数十名の逮捕

2019 年 3 月 30 日の事件後、現地調査が実施され次のことが明らかになった。

- 1) 被害者は自宅で眠っているところを襲われ、銃殺された
- 2) 国軍や警察は、「容疑者」は共産党武装勢力 (NPA: New People’s Army) の支持者で、抵抗したので撃ったと主張している
- 3) 目撃者である家族や親せきは、被害者が両手を上げていた、家屋から引きずり出され

た直後に撃たれた、国軍が殺害した被害者を米の袋に詰め踏みつけたなどと詳細に証言している。

- 4) 被害者家族が保管していた逮捕状には氏名の間違いなどの不備があった。
- 5) 作戦の中で押収された拳銃や手りゅう弾は国軍や警察が家屋内に置いたものであるという多くの目撃証言がある。

言うまでもなく、市民的及び政治的権利に関する国際規約は、生命に対する固有の権利、私生活、住居、家族に対して不法に干渉されない権利を保障し、思想・信条の自由、干渉されることなく意見を持つ自由、表現の自由を当然享受できるものとする。また、フィリピン憲法において、何人も裁判を受ける権利、不服申立の権利が保障される。さらに、弾圧される市民を支援する法律家や社会活動家、宗教関係者が生命を侵害され、あるいは生命の危険に晒されるのは、このような基本的な自由と権利が保障されていないことを意味する。

以上から、当協会は次の要請を行う。

1. すべての農民や漁民などの労働者、社会活動家、法律家、宗教者などへの殺害、不当逮捕、脅迫などについて、実態を調査し公表すること。
2. 国際連合人権理事会、国際刑事裁判所の調査を速やかに受け入れること。
3. 1の暴力に加担した政府関係者、軍・警察関係者の処罰を行うこと。
4. 被害者家族、目撃者、証言者を保護すること。
5. 思想信条の自由、表現の自由を保障する対策を講じること。

2019年4月11日
日本国際法律家協会

日本国際法律家協会は1957年に設立され、国際民主法律家協会の加盟団体である。フィリピン民衆の弁護士団体 (NUPL: National Union of peoples' Lawyers) とは、在日フィリピン人の法的問題のみならず、同国内における超法規的殺害 (EJK: Extrajudicial Killing) や市民弾圧に関し継続的に現地調査などを実施してきた。

送付先:

フィリピン大統領	ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ
国防大臣	デルフィン・ロレンザーナ
国家警察長官	オスカー・アルバヤルデ
最高裁長官	ルーカス・ベルサミン
人権委員会委員長	ヴァレラ・キスンビン

私たちは、以下の理由により、現在フィリピンにおいて頻発している超法規的殺害に関して日本政府から同国政府に説明を求めるよう、また、日本政府から同国国軍への開発援助及び防衛装備移転などの援助・移転を中止するよう要請します。

1 同国政府への開発援助(ODA)は、開発協力の適正確保のための原則に反する

日本政府の開発協力大綱(2015年改定)では、普遍的な価値の共有を援助の基準として、開発途上国における民主化の促進や基本的人権の保障状況にも十分に注意を払うことが明記されている。しかし、同国においては、政府やその代理人の関与、共犯、容認あるいは黙従をもってなされる殺人「超法規的殺害 (EJK)」が多発し、現政権に批判的な政治家やジャーナリストなども公に弾圧されるという、上記の基準から著しく乖離した状況にある。

たとえば、以下のような事例を挙げることができる。

- 1) 現ドゥテルテ政権発足以来2018年9月までに、約5,000人がドラッグ関連捜査において殺害され、約23,000人の殺人が捜査段階にある。(Human Rights Watchなど)
- 2) 2018年12月までに、権利を主張する農民組織メンバーや人権活動家、弁護士など222名(うち180名は農民)が殺害され、不当逮捕者数は2,170名以上に上る。(フィリピン人権団体KARAPATAN)
- 3) 現ドゥテルテ大統領に批判的な上院議員や裁判長に対する政治的意図による勾留や解任、また、ジャーナリストや人権活動家への名指しの攻撃が公然と行われている。
- 4) ドラッグ撲滅対策の予備調査に着手するという国際刑事裁判所の動きに呼応し、国際刑事裁判所に関するローマ規定から脱退した。
- 5) 2018年2月、先住民族の権利に関する国連特別報告者を含む600名以上の個人を共産党軍事部門新人民軍の支持者として認定するよう求める訴状を、司法省が裁判所へ提出した。

2 日本政府のフィリピン国軍への防衛装備・技術移転は、防衛装備移転三原則に反する

日本とフィリピンは、2016年に防衛装備品・技術移転協定に署名し、TC-90計5機の無償譲渡、パイロットや整備要員への教育、ヘリコプターUH-1H 部品の無償譲渡、米比共同訓練への陸自参加など、防衛協力を深化させている。

しかし、1に挙げた同国の人権状況は、同原則において防衛装備移転が禁止される「我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合」に該当する。日本が締結した武器貿易条約(2014年)においても、武器移転を許可しない場合には、重大な国際人権法、国際人道法違反にあたる場合が挙げられている(第7条)。

国軍や国家警察などの関与が明らかなEJKの事例として以下を挙げることができる。

- 1)2019年3月30日午前2:00~5:00、東ネグロス州の4地域において実行された国軍や国家警察などによる反乱弾圧作戦において、14名の市民が殺害された。国軍や国家警察は被害者が抵抗したので撃ったと説明しているが、人権団体等による調査から、全被害者が無抵抗であったことが明らかになっている。
- 2)2017年7月、東ネグロス州ギフルガン市で、漁民組織リーダーが国軍兵士に寝ているところを突然襲われ、射殺された。国軍兵士や警察などによる度重なるハラスメントの末の殺害であった。

以上より、日本政府は、日比防衛装備品・技術移転協定の規定及び武器貿易条約に従い、防衛装備・技術を要する事業について、同国に対し説明を求める義務がある。

移民問題勉強会(4月18日)に参加して

聖心女子大学講師 佐々木亮

4月18日に本会主催で行われた移民問題の勉強会に出席した。移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事の鳥井一平氏が、「求められるまっとうな移民政策—労働者を労働者として—今進む『特定技能』受け入れとは」と題して、日本で働く外国人労働者が置かれた境遇について、体系的かつ時宜にもかなった熱いお話をされた。鳥井氏が長年にわたって外国人労働者や技能実習生の支援に携わる中で直面した事例に触れながら、100ページ以上にもなる膨大な量のスライドとともに、テンポよく進んだ。

2018年に入出国管理及び難民認定法(入管法)が改正され、新たな在留資格として「特定技能」が創設された。また、時期を重ねて、日本国内の多くの産業分野における労働者不足を背景として、「外国人材」の受け入れをめぐる議論も活発になっている。勉強会の場で鳥井氏は、第二次大戦中から現在までの日本の「外国人労働者問題」をたどり、日本が一貫して外国籍住民の労働力に依存してきたことを強調した。このことについて、戦中に中国や朝鮮半島出身者を強制連行し、「第三人」として差別的に扱った歴史への総括を欠いたまま、外国籍の労働者を管理・監視する政策が現在まで惰性的に引き継がれていることを鋭く指摘した。その後、1980年代のバブル経済による消費需要の増加を背景として、オーバーステイで就労する外国人を行政が黙認して以降、政府は彼(女)らを「移住労働者」として認めることを注意深く避けつつ、景気変動に応じてその数を調整しながら日本国内で就労する外国人の数を増加させてきた。ここでの大きな問題は、「移民」や「移住労働者」と呼ばれて然るべき人々が現に存在するにもかかわらず、政府はそれを頑なに否定し、彼(女)らの存在を隠蔽してきたことである。

歴史的経緯をたどるのに続いて、日本国内で働く外国人の中でも、特に技能実習生が置かれた奴隷的な労働環境の問題が特に取り上げられた。鳥井氏は、本国の送り出し機関、日本の第一次受け入れ機関である協同組合等、研修先となる企業や農家、そして、全体を管理する国際研修協力機構(JITCO)の関係を図示し、日本の受け入れ体制の問題点を指摘した。特に、人身売買と言っても過言ではない方法による募集、低賃金での長時間労働やハラスメント、劣悪な生活環境や勤務時間外での奴隷的拘束状態が、研修生を受け入れる現場だけでなく、受け入れ制度全体に起因する問題であることを強調した。

勉強会の最後は、より根源的な問題へと話が進んだ。鳥井氏が講演の中で「奴隷的」という言葉を用いたのは、技能実習生が置かれた状況の劣悪さを形容するレトリックではなく、国連の人権条約履行監視機関や移住労働者の人権に関する特別報告者等によって、国際的にも強い批判を受けていることを踏まえたものである。さらに、個人の尊重を基本原理とする近代民主

主義社会では、個々人の人格は不可侵であって、個人が持つ財産や労働力のみが取引の対象であるべきところ、日本の外国人労働者が置かれた状況は、彼（女）らの人格まで侵害するものであり、近代民主主義社会の瓦解にもつながるものである。

勉強会を通して、日本の産業を動かすうえで不可欠の役割を外国人労働者に担わせているにもかかわらず、その存在を正面から認めず、結果として著しい人権侵害の温床としてきた構造が明瞭に理解できた。この問題が個人の尊重を基本原理とする民主的社会を土台から崩壊させることにもつながる問題であることをよく認識し、日々の研究教育や人権擁護活動にも反映していこうと強く思った次第である。

新連載「国際的視点から考える改憲問題」（第5回）

9条加憲問題を伝える難しさ

弁護士 笹本潤

自民党の改憲案が発表され、9条については、現在の9条に加えて自衛隊を明記した条項を加えるというものである。日本の平和運動内でも、この加憲論をめぐるのは、従来の9条改正反対のように単純には運動を作りにくい状況になっている。

2019年5月のCOLAPの会議でも、日本からの報告の一環として、日本の憲法9条改正問題を報告した。海外の法律家と話す場合、日本の情勢についてくわしくないから、日本人に話す場合と違って、前提となる情報をしっかりと伝えなくてはならないことが多い。

1, まず「9条改正問題」という形で話をするため、「もう9条は改正されたのか?」という質問が来る。9条が改正されたのかどうかという時々の政治情勢は、海外の人には正確には届いていない。日本の動向を常にチェックしているわけではないからもっとも反応だ。そこで私はまずは「まだ改正にはなってない(not yet)」と答える。

2, 「では何が問題か? 9条改正案が出たのか?」と聞かれる。「自民党から改正案が出されて、9条は変えないけれども、自衛隊の条項が加わる」と答える。そうすると海外の法律家は「9条は変わらないのか」という安堵のような反応になる。

3.しかし、私は「いや、そうじゃなくて、自衛隊の条項が加わると日本は軍事化してしまう」と答える。すると海外の法律家は「でも、9条は残るんでしょ」というような疑問は持ちつつ、「では、応援しないと」という反応になる。2008年、2013年の2度の9条世界会議に参加したIADLとCOLAPのメンバーだけに、9条を守ることに関しては人一倍サポートを惜しまない。しかし、なんかしっくりこない問答になってしまった。

この問題は日本での平和運動とも共通する問題だけれども、単に「9条を守ろう」「9条改憲反対」というスローガンだけでは「9条は変わらないんでしょ」という疑問に答えたことにはならない。日本でも平和運動にかかわっていないふつうの人も同じ疑問を持っている。

じゃあ何が問題かという、自衛隊を憲法に書き込むことで、憲法が「武力で紛争を解決する」タイプの憲法に変わってしまうこと。これは韓国のイキョンジュ教授講演で強調していた（本誌 *interjurist* No194号を参照）。憲法に自衛隊の存在を書き込むと、自衛隊は、自衛という名目で活動範囲はどんどん広がってしまう。書き込まなければ、そのような暴走はまだ防ぎやすい。武力で平和を守ろうとしているのであるから、自衛の範囲が拡大していくのは、当然の成り行きである。国際社会では、国家間の関係はパワーポリティックで動いている。安全保障の面でも、経済的な優位性確保の面でも優位に立とうとするのが、国家の性質である。力のある国がより効果を発揮させるために、軍事による抑止力を利用してきた（アメリカ、日本、中国など）。力のない国がそれに対する抵抗の手段として、軍事力に走ることもある（北朝鮮、イランなど）。

今までは、そのような軍事力優位の社会から一歩離れていたのが日本のあり方だった。日米安保と米軍にどっぷりとつかりながらも、自らは軍事力行使をしないという一線を越えないというのが日本のスタイルだった。これが取り去られ、アメリカ、ロシア、中国などと肩をならべる軍事強国になろうとする意図を隠しているのが、現在の加憲論の問題だろう。いくら「加憲した自衛隊条項を守り、防衛に限定する」と安倍首相が説明しても、それは国際政治における現実を隠した言い方にすぎない。自衛隊が憲法9条に違反しつつも、まがりなりにも9条という法の力によって海外で武力行使をしてこなかったのは、純白な「武力によらない平和」型の憲法9条があったからであり、それ以外の理由はない。

現在、私は「9条地球憲章の会」の活動もしている。9条のような憲法が世界的にも広がっていかないと、日本の9条も守っていけない。戦争の嵐が吹き荒れる中で自分の国だけが平和を維持していくことはありえない。JALISAが今まで取り組んできた「グローバル9条キャンペーン」も同じ視点である。このような運動は、日本の平和運動に足りなかったことである。9条の問題を国際的な視点で見ると、国際的な市民運動にしていき国際的に働きかけていくことが、日本の平和を維持していくためにも、今こそ求められていることである。

CEART「日の丸君が代強制問題」勧告

東京造形大学 前田朗

1 はじめに

本年3月、国際労働機関 (ILO) 理事会はCEART 第13回報告書を確認・採択した。続いて4月、国連教育科学文化機関 (UNESCO) も同じ採択を行った。これには「日の丸君が代強制問題」について日本政府に対する勧告が含まれている。勧告は、日本政府に対して、「愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話機会を設ける」こと、「消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒のしくみについて教員団体と対話する機会を設ける」ことなどである。

4月19日、参議院議員会館において緊急記者会見及び院内集会が開催された。主催はアイム'89東京教育労働組合 (以下「アイム'89」) である。CEART への情報提供を行って勧告を引き出した経過が報告され、寺中誠 (東京経済大学) が「国際的視点から考える国旗国歌と教員の義務」について、筆者が「最近の人権条約審査」について簡潔なレクチャーを行い、金井知明 (弁護士) が「君が代訴訟と勧告」について報告した。

CEARTとは何か、いかにしてこの勧告が実現したか、勧告の意義は何か。アイム'89から提供を受けた資料に基づいて、以下で簡潔に紹介したい。

2 CEARTとは何か

CEARTは、ILO/UNESCO 教職員勧告適用合同専門家委員会の略称である。ILO 駐日事務所のウェブサイトでは次のように説明がなされている。

「1966年のILO/国連教育科学文化機関 (ユネスコ) 教員の地位勧告及び1997年の高等教育教職員の地位に関するユネスコ勧告の利用の促進とモニタリングのために3年ごとに開かれるILOとユネスコの合同委員会 (CEART) の定期会合。非公開。東京大学教育学部の勝野正章教授を含むILOとユネスコ各側から6人ずつ任命された計12人の教育の専門家で構成。」

CEARTが日本政府に勧告をしたのは初めてではない。前回2015年開催の第12回の審議内容について、ILO 駐日事務所は次のように記している。

「委員会は勧告の適用に関して教員団体から届いた申立ての審査も行いましたが、この中には日本からのものも含まれています。2012年6月に東京都学校ユニオンから申し立てられた、歴史の教え方に関わり処分を受けた中学校社会科教員の問題について、委員会は学問の自由、教材採用過程からの教員の排除、教員に対する懲戒措置、1966年勧告の普及努力の4点から

審議し、教科書を歴史のねつ造と決めつけた教員の批判は行き過ぎとしたものの、教員に対する懲戒措置などに懸念を表明し、教育の平和などへの寄与について記す勧告第3段落の原則が教材に反映されることの確保や、教材・教科書の選定や教員に対する懲戒行為に関連する政策・慣行の見直しなどを提案し、これに関する取り組みを委員会に引き続き報告するよう求めました。」

このようにCEARTは、労働者の権利に関するILOの任務と、教育に関するUNESCOの任務の双方を含んだ形で、教育労働に関連して教員の地位を議論する国連関連機関である。

3 申立て経過

今回の申立ては、第1にアーム'89、第2になかまユニオン学校教職員支部（以下「なかまユニオン」）が行ったものである。アーム'89の申立ては、2014年8月に行われ、10月に正式受理された。CEARTの審査は2015年4月に開かれた。この間、日本政府は2度にわたって政府報告書を提出した。アーム'89は、2015年6月に追加報告書を提出した。

なかまユニオンは、2006年以来、教員の地位に関連して各種の情報をCEARTに提供し、2008年以来数度にわたってCEART勧告が出されてきた。なかまユニオンは2016年及び17年にも追加情報を提供した。

CEARTは審議の結果、2018年10月に勧告を含む最終報告書を採択した。これを受けて、2019年3月、ILO理事会が承認し、最終報告書が公表された。

4 申立て内容

アーム'89の申立ては次の3項目である。

教職員は、卒業式・入学式において「日の丸・君が代」への敬愛行為を強制され、思想良心の自由を侵害されている。

教員は、卒業式・入学式の実施内容に関して何ら決定権を持たない。教員は教育の自由の権利を侵害されている。侵害は年を追うごとに領域が拡がり、深刻になっている。

教職員は自らの思想良心、教育信念にもとづいて、卒業式・入学式において「日の丸君が代」起立斉唱命令に従わないと懲戒処分を科され、経済的不利益、精神的苦痛を被る。そればかりか、考え方を改めるように再発防止研修という名の思想転向を強要される。また退職時には再雇用職員への採用が拒否され、5年間の教育的関わりの機会が剥奪される。

同様に、なかまユニオンは、文科省が教員組合との協議・交渉を回避し、大阪府教委もこれまでのCEART中間報告を真摯に受け止めていないこと、大阪府の「評価システム」についての

協議も行われていないこと、教科書採択において教員の役割が否定的に解されていること、君が代不起立教員への懲戒処分や再任用拒否についてアピールした。

5 日本政府の主張

CEART 最終報告書は、申立て内容を確認し、日本政府からの反論、及びアィム'89からの追加情報も踏まえて検討を加えた結果を整理している。その詳細を紹介する余裕はないが、日本政府の主張は例えば次のようなものである。

- ①2011年最高裁判決は、起立斉唱業務命令は思想良心の自由に関する日本国憲法第19条に違反しないと判断した。
- ②国旗国歌尊重を強制しないという約束は、個人には当てはまるが、義務を行使している教員には適用されない。
- ③教員への懲戒措置については2012年最高裁判決が自由裁量を許容した。
- ④教員が起立斉唱しなければ、教員への信頼喪失につながり、学校への信頼を損なう。
- ⑤退職教員の再任用は試験成績や業務成績に基づいて行われている。

6 勧告

アィム'89からの情報提供に関連して結論的に提示されたCEART 勧告は次の6項目である。

- (a) 愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設ける。その目的はそのような式典に関する教員の義務について合意することであり、規則は国旗掲揚や国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるものとする。
- (b) 消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒のしくみについて教員団体と対話する機会を設ける。
- (c) 懲戒審査機関に教員の立場にある者がかかわらせることを検討する。
- (d) 現職教員研修は、教員の専門的発達を目的とし、懲戒や懲罰の道具として利用しないよう、方針や実践を見直し改める。
- (e) 障がいを持った子どもや教員、および障がいを持った子どもと関わる者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を見直す。
- (f) 上記勧告に関する諸努力についてそのつどCEARTに通知すること。

同様に、なかまユニオンからの情報提供に対応するCEART 勧告は、勧告の原則適用確保のための適切なガイダンスの共有、教員団体との協議と交渉、教科書採択における教員の主要な役割、式典における国旗国歌に参加したくない教員への配慮、不服従という非暴力的な行為

に対する懲戒を回避するための協議等を含んでいる。

7 勧告の意義

教育現場での日の丸君が代強制問題は、特に1989年の学習指導要領に強まり、1999年の国旗国歌法制定以後、いっそう強化された。

東京都では、2003年の「10.23通達」が教職員に起立斉唱を義務付け、職務命令に従わなければ懲戒事由とした。2019年3月までに483名もの教職員に戒告、減給、停職等の処分がなされ、定年退職後の再雇用における差別も横行してきた。

被処分者や定年退職者が裁判所に訴えたが、最高裁は大幅な裁量権を容認し、職務命令を合憲とした。一部の処分は重すぎるとしたもの、再雇用拒否も裁量権の範囲内とした。

こうして教育現場における日の丸君が代強制が徹底され、教職員にも児童生徒にも思想信条の自由が認められない状況が全国につくり出された。

CEART 勧告は、日の丸君が代強制に異議を唱え、処分に抗して闘ってきた教職員の訴えに耳を傾け、少なくとも当局に教員団体との対話を求め、市民的不服従の余地を残し、教職員や障がいを持った子どもの自律性を認めるように促すものである。

8 勧告の活用——今後の闘い

国際人権機関からの勧告はこれまでに数えきれないほど多く出されてきた。第1に、国連人権理事会の普遍的定期審査では、日本政府は3度の審査を受け、数項目に及ぶ勧告を受けた。

第2に、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、子どもの権利委員会など、条約機関としての人権委員会からも何度となく勧告がなされてきた。

第3に、ILO 条約適用専門家委員会からも例えば強制労働に関連して勧告がなされてきた。

ところが、日本政府は国際的な勧告に耳を傾ける努力をあまりしてこなかった。ごく一部を除いて、多くの勧告がたなざらしにされてきた。

それどころか安倍晋三政権は、2013年に、国際人権機関からの勧告には法的拘束力がなく、従う必要がないと、閣議決定してしまった。国連憲章、世界人権宣言、多くの人権条約によって積み上げられてきた国際人権法を軽んじ、明確に拒否し、時には人権機関に対して敵対的な姿勢を示すありさまである。

CEART 勧告についても日本政府は後ろ向きの姿勢を取り続けた。今後も同様の姿勢を取ると思われる。

もともと、日本政府は国際自由権規約や人種差別撤廃条約等の人権条約における個人通報

制度（選択議定書等）を受け入れていないため、人権侵害を受けた被害者が国際人権機関に直接提訴することができない。このため、人権NGOが情報提供してきたのは、直接の拘束力を持つ勧告を出す機関ではなく、上記のように日本政府に対して出された多くの勧告が直接の拘束力を有しないのは事実である。

しかし、国連憲章、世界人権宣言及び各種の国際人権条約は、当事国による漸進的な改善を共通理解としている。日本政府は国連人権理事会の理事選挙に立候補する際に、人権状況の改善を何度も約束してきた。国際公約である。日本政府は自らに都合がよいと考える勧告をつまみ食いしてきた。また、日本政府自身が他の諸国に対して人権状況の改善を勧告してきた。それゆえ、上記人権機関の勧告は単純に「拘束力がない」のではなく、直接の拘束力はないとしても、日本政府には勧告を誠実に受け止め、漸進的な実現の努力をする責務がある。政府に国際人権勧告を実現させるのは、人権NGO、ジャーナリズム、政治家の任務である。

今回の勧告を受けて、AIM'89もなかもユニオンも、CEART勧告実現に向けた取り組みを開始している。AIM'89は、文科省は日の丸君が代が強制されるべきものでないことを通達すること、日の丸君が代強制の条例や通達を廃止すること、日の丸君が代強制による処分を取り消すこと、教職員団体と協議する機会を設定すること等の課題を確認している。なかもユニオンは、文科省及び大阪府との交渉を続けるとともに、不起立戒告や再任用拒否の裁判にCEART勧告を活用していく。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の活動報告

弁護士 宮坂浩

I 2019年4月22日、改憲問題対策法律家6団体連絡会(以下「法律家6団体」といいます)主催で、「安倍政権と取材の自由」～官邸による取材の自由と国民の知る権利への侵害を跳ね飛ばす院内集会～を行いました。

第1部は、菅義偉官房長官の会見で粘り強い質問を繰り返す東京新聞記者の望月衣塑子さんが「民主主義とは何か～安倍政権とメディア～」と題して講演を行い、第2部は、永田浩三さん(武蔵大学教授)、梓澤和幸さん(弁護士)、望月さんの3人で「安倍政権によるメディア攻撃をどう考えるか、どう立ち向かうか」のテーマでパネルディスカッションを行い、約280名の方が参加されました。

(1) 望月さんは、昨年12月26日に行われた菅官房長官の記者会見で、辺野古基地建設の埋め立て工事で、埋め立て土砂に赤土が混じっている可能性を指摘し、「政府はどう対処するのか」と質問しました。これに対して菅官房長官は「法に基づいて行っている」と答弁するのみで、食いつがる望月さんに対して、官邸報道室長は「質問は簡潔に」と繰り返し、望月さんの質問を妨害しました。そして、12月28日には官邸報道室長が内閣記者会に対して、名前こそ出しましたが、望月さんの質問が「誤った事実認識を拡散する行為」などとして、質問を制限するかのような申し入れを行いました。

これに対して、新聞労連や日本ペンクラブ、日本ジャーナリスト会議(JCJ)、日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)等が抗議声明を出し、3月14日にはMICが官邸前で抗議集会を開催しています。

(2) 第1部の望月さんの講演では、2014年11月に萩生田光一自民党筆頭幹事(当時)が「公正中立な報道姿勢を」などといった文書をテレビ局に送り付けて圧力をかけたことや2015年5月の自民党によるNHKとテレビ朝日幹部への聴取問題、2016年2月の高市早苗総務大臣の電波停止発言、政権に批判的なキャスター(岸井成格氏、国谷裕子氏等)が相次いで降板したことなど、与党・安倍政権によるメディアに対する一連の介入の経緯を報告しました。そして、社会部記者である望月さんが、政治部記者が中心の官邸の記者会見に出席することにしたのは、記者の本来の任務が政権に不都合な事実を聞き出すことであると考えたからであり(現実の官邸記者クラブの官房長官記者会見がそうした任務を果たしていない)、メディアの役割は権力を監視し、

国民の知る権利に応えることであると強調しました。

第2部のパネルディスカッションでは、元NHKディレクターの永田さんが、自身がプロデュースしたNHK教育テレビ「問われる戦時性暴力」と題した「従軍慰安婦」や「戦争責任」をテーマとしたドキュメンタリー番組が、当時の安倍晋三官房副長官や中川昭一氏といった政治家たちの強い圧力によって、番組内容が放送直前に大きく改変された経緯を報告しました。また、梓澤さんからは、この番組改変問題取材し、安倍官房副長官らによる圧力があつたことを暴露した朝日新聞の記者が、その後地方の支局に飛ばされた事実を紹介し、今度こそ望月さんを守る必要があると発言されました。

(3) パネルディスカッション終了後、4人の現役記者から「この事件を望月記者対菅官房長官の問題と矮小化してはならない」などの応援発言があり、最後に、集会アピールを採択しました。

2 「憲法審査会の開催に反対する法律家団体の緊急声明」

自民党は、昨年3月の党大会で、自衛隊明記を含む改憲4項目を決定し、憲法審査会を通じての国会発議を目論みました。しかし、森友・加計問題や自衛隊の日報隠し問題等に対する追及が続く中で、憲法審査会の開催ができず、通常国会会期末に国民投票法の公職選挙法並びの改正案が憲法審査会に提出されただけでした。その後の臨時国会でも、与党は改憲手続の呼び水とするために、公選法並びの国民投票法改正手続のための憲法審査会の開催を求めましたが、立憲民主党が開催を拒否したため、一度も開催できないまま終わりました。

しかし、自民党は、改憲推進本部長や憲法審査会の与党筆頭幹事に安倍首相の側近を配置するなど、改憲シフトを敷くと共に、今年の自民党大会では小選挙区毎にある支部に「改憲推進本部」を設置させるなど、草の根からの改憲運動を推進するとともに、安倍首相は、今年の参院選で改憲を訴えるとして、改憲に対する執念を示しています。

今年の通常国会では、昨年のような大きな問題が争点化することなく、予算が年度内成立したことから、与党が再び公選法並びの国民投票法の審議のために、憲法審査会の開催を求めることが想定されたため、法律家6団体では、4月12日付で「憲法審査会の開催に反対する法律家団体の緊急声明」を出しました。

しかし、4月25日に開催された衆議院憲法審査会では、通常国会の会期末まで7回の開催を決定しており、予断を許さない状況が続いています。

憲法審査会の開催に断固反対する法律家団体の緊急声明

自由民主党及び公明党などは、「日本国憲法の改正手続きに関する法律」(以下「改憲手続法」という。)の改正案を審議するためとして、衆議院憲法審査会の開催を目指している。

改憲問題対策法律家6団体連絡会(以下、「6団体連絡会」という。)は、2018年6月4日に、上記改憲手続法改正案の国会提出に反対する緊急声明を発表した。

6団体連絡会は、改めて上記改憲手続法改正案に対して反対するとともに、以下の理由から、現時点での衆参両院の憲法審査会開催に強く反対するものである。

1 憲法改正の前提となる世論が存在しない

後述するように、原則として首相や国会議員には「憲法尊重擁護義務」(憲法99条)が課されている以上、首相や国会議員には憲法を遵守する法的義務がある。憲法改正は、政府や政党、政治家の中から改正すべきとの声が上がった際に行なうものではなく、国民の中から憲法改正を求める意見が大きく発せられ、世論が成熟した場合に限り、行われるべきものである。自民党政権も、昭和55年11月17日政府統一見解(衆議院議運委理事会において宮澤内閣官房長官が読み上げたもの)において、「憲法の改正については、慎重のうえにも慎重な配慮を要するものであり、国民のなかから憲法を改正すべしという世論が大きく高まってきて、国民的なコンセンサスがそういう方向で形成されることが必要である。」と、同趣旨のことを述べている。

公権力を制約することによって国民の権利・利益を保障することが憲法の役割である以上、政府や国会といった公権力には常に憲法による制約を緩めようと目論む危険性がある。したがって、公権力の側からではなく、国民の側から憲法改正を求める世論が高まった後に、初めて憲法審査会での議論を行なうという謙抑的な姿勢が国会には求められているというべきである。

近時の世論調査において、政権に期待する政策として「憲法改正」を挙げた割合は1割程度に過ぎず(日経新聞・テレビ東京合同世論調査など)、現在、国民の中で憲法改正を求める世論が高まっているとは到底言えない状況にある。

このような状況下で憲法審査会を開き、手続法を含む憲法改正に向けた議論を進めることは、結果的に公権力が国民に対して憲法改正を「押し付ける」ことになりかねない。

憲法改正を求める国民世論という大前提を欠いた現在の状況において、憲法審査会を開催すべきではない。

2 事実に基づく議論が期待できない

安倍首相(自民党総裁)は今年の自民党大会において、自衛隊員募集に関して「都道府県

の6割以上が協力を拒否している」と述べ、9条改憲（自衛隊明記）の必要を訴えた。しかし、この発言は事実に反しており、後に訂正を余儀なくされているものの、事実に反することを改憲の理由に挙げたことについて安倍首相は未だに撤回していない。さらに、森友疑惑をめぐる公文書改ざんと公文書毀棄、証拠隠滅、加計疑惑での事実を隠す数々の答弁、自衛隊の「日報」隠し、裁量労働制をめぐる不適切データの使用、財務省事務次官のセクハラ問題等々、安倍政権下の政府与党には、事実を軽視し、あるいは事実を歪めて議論を強引に進める姿勢が顕著である。直近でも、塚田一郎前国土交通副大臣が下関北九州道路に関する「付度発言」で辞任に追い込まれたばかりであるが、政府与党は発言内容の真実性を認めようとしな

い。このような安倍首相や政府与党の姿勢・性質に鑑みれば、現時点で憲法審査会を開催した場合、事実に基づく慎重な議論が行われることは期待できず、強引な議論で多数派の要望のみが実現される危険性が極めて高い。

憲法審査会の伝統たる「熟議による合意形成」を尊重するのであれば、事実に基づく議論が期待できない現在の政治状況において、憲法審査会を開催すべきではない。

3 憲法尊重擁護義務に違反し、憲法を蹂躪し続ける安倍政権に改憲をリードする資格はない

安倍首相は、国会で国会議員に対して憲法改正の議論を進めるように呼びかけるのみならず、防衛大学の卒業式で改憲を示唆する演説を行なうなど、内閣総理大臣の資格に基づいて憲法改正を推進する主張を繰り返している。

しかし、首相には「憲法尊重擁護義務」(憲法99条)が課されている以上、そもそも改憲を口にするには許されない。また、憲法96条を前提とする改憲手続法や国会法では、憲法改正の発案権は国会には認められているものの、内閣や首相には、その権限は与えられていない。内閣や国務大臣には発案権がないにもかかわらず、内閣総理大臣という資格に基づいて具体的な憲法改正を呼びかける安倍首相の行為は、憲法尊重擁護義務(憲法99条)、憲法改正手続法(憲法96条)に違反するというべきである。

安倍政権は、これまでも、秘密保護法、集団的自衛権の一部行使容認の閣議決定、安保法制、刑訴法改悪・盗聴法拡大、共謀罪など、国民の多くが反対し、法曹関係者より憲法違反と指摘される数々の立法を、十分な審議もせずに強引に数の力で成立させてきた。憲法に定められた野党議員による臨時国会の召集要求権を無視し、他方で(首相は)解散権を濫用して衆議院を解散する暴挙も繰り返してきた。

このように、憲法を無視し蹂躪し続ける安倍政権のもとで、憲法改正の議論を進めることは、自らの憲法違反は棚上げして公権力に都合のよい形で、強引に憲法改正を審議するという悪しき

前例を作りかねないものであるから、憲法審査会を開催すべきではない。

4 与党が提出した改憲手続法改正案は議論に値しない

与党が提出したいわゆる「公選法並び」の改憲手続法改正案は、2007年5月の同法成立時や2014年6月の同法改正時の附帯決議で挙げられた問題点等の検討を完全に怠ったものであり、抜本的な見直しが不可欠な欠陥改正案と言うべきものである。

改憲手続法の成立時や前回改正時の与党の対応や前述のような現在の政府与党の姿勢・性質に鑑みれば、もし憲法審査会を開催して改憲手続法改正案の議論に応じた場合、附帯決議で挙げられたり野党が求めたりするような問題点を与党が真摯に受け止める保障は全く無い。欠陥法である与党提出の改正案が強行採決で可決され、与党がその後具体的な改憲案の議論に突き進むことは明らかである。

なお、与党などには「提出済みの法案審議に応じないのは野党の怠慢だ」といった批判をする者もいるが、いわゆる「原発ゼロ基本法案」や「共謀罪廃止法案」といった野党提出法案の審議に与党が全く応じていない以上、ご都合主義と言うほかない批判である。

与党が提出した改憲手続法改正案は、内容的には議論に値せず、また安倍首相の求める改憲の呼び水としての危険性を持つものであるから、その議論のために憲法審査会を開催すべきではない。

5 終わりに

6団体連絡会はこれまで、秘密保護法・安保法制・共謀罪といった立憲主義を破壊する安倍政権の一連の施策に反対し、自民党改憲4項目の本質と危険性についても警鐘を鳴らし続けてきた。

現時点での憲法審査会の開催は、安倍首相が目指す改憲実現へと道を開くことに他ならず、これに断固として反対するものである。

2019年4月12日

改憲問題対策法律家6団体連絡会

社会文化法律センター	共同代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団長	船尾 徹
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	北村 栄
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	佐々木猛也
日本民主法律家協会	理事長	右崎 正博

大熊先生の本棚：JALISAの活動に役立つ書籍紹介

李京柱著『日韓の占領管理体制の比較憲法的考察—東アジアと日本国憲法の定位』（日本評論社、2018年8月）

日本国際法律家協会会長 大熊 政一

本書は、『アジアの中の日本国憲法—日韓関係と改憲論』（勁草書房、2017年）に引き続く、著者の日本語によるまとまった著作の2冊目である。著者が留学先の一橋大学に提出した博士論文（1997年）が元になっているというが、その後蒐集した資料や、他の研究者によるその後の研究も踏まえている。

日本国憲法と韓国の憲法は、同じくマッカーサー司令部の下で作られ、いずれも平和主義を掲げながら、前者が「武力によらない平和主義憲法」となり、後者が「武力による平和主義憲法」となったのは何故か、という問題意識から、両国における戦後の占領管理体制の形成期（1945～1947.2）、展開期（1947.3～1948.12）および終結期（1949～1954）を詳細に追いつつ比較検討することによって、問題を解明しようとしたものである。

戦後日本の憲法学に見られる代表的な論議に「二つの法体系論」がある。これは周知のように日本国憲法が前文や9条に武力によらない平和主義を掲げて出発し、そのような理念の下に数々の法律・命令が作られていたのに対し、1952年以降の日本では、朝鮮戦争を契機とするいわゆる「逆コース」といわれるアメリカの戦後政策の転換により安保条約が制定され、これに基づいて数々の法律・命令が作られたため、それ以後は憲法体系と安保法体系という基本的に矛盾する二つの法体系が並立するようになり、日本の支配層が安保法体系への一元化を目指してきたことがわが国の憲法の危機をもたらしていると説くものである。

著者はこの「二つの法体系論」が持つ運動論としての価値、つまり非武装平和主義を掲げ、平和運動の拠り所として機能する日本国憲法体系の重要性に目を向けさせる意味があることを高く評価する。しかし著者はそのような有意性を認めつつも、「二つの法体系論」には欠陥があると看做す。批判はこの議論がアメリカの極東戦略は1952年に転換したとする転換論に立っていることに向けられる。「転換論に基づく認識では日本国憲法の制定、日本国憲法の成り立つ位置を幅広くあるいは正確に捉えることが難しいのではないと思われる」という問題意識である。著者は、転換論では同じ「マッカーサー率いる第24軍団が占領した南朝鮮と沖縄など他の東アジア地域ではなぜ平和や民主主義とは正反対の占領統治が行われたのかが説明できなくなる」



とし、結局「日本国憲法9条の持つ実効的性格も過小評価されざるをえないし、同9条の戦争責任（いわゆる懲罰的な性格）のみならず、植民地支配責任の意味合いも持つことが無視されがちになってしまう」と言う。

本書はこのような問題意識に立って、日本国憲法の制定過程と韓国憲法の制定過程を軍事的な側面から比較し、さらに安保条約の制定過程をも「占領管理体制」という鍵（キー）概念を用いながら、戦後間もなくの米軍による韓国の軍政やその後の米韓相互防衛条約に至る安全保障体制の形成過程と比較しながら検討している。

私たちは何となく日本国憲法9条は、戦前から脈々と受け継がれてきた戦争の違法化や平和主義の流れ、国際法の新しい動向などを踏まえつつ、そのような理念をさらに先鋭化して憲法規範に盛り込んだものだと考えがちである。つまり突如として先進的な理念が打ち立てられたもののように考えて、憲法9条を何か超越した特異な文脈の中で捉えようとするのである。しかしそのような捉え方は正しい一面もあるが、現実を見据えるとうどうであろうか。著者は、このような日本国憲法を特異な文脈の中で捉える見方ではなく、日本国憲法の制定も韓国憲法の制定も同じようにアメリカのアジア占領政策全体の中で統一的・体系的に捉えようとする。一方（日本）では戦争責任を明確化し、アジアに対する軍事的な侵略を行った張本人としての戦争責任を明確にし、二度とそのようなことを起こさせない保障を得るために、武装解除（非武装化）と軍国主義の解体が至上命題の一つであったとともに、ソ連に対抗する体制を作らなければならないことも初めから大きな課題であったのに対し、他方（韓国）では独立が目指されながら、占領管理体制の形成のために、自主的な建国運動が抑えられ、またこちらもソ連に対抗する体制を作るために、南北分断を強制される中で、軍事的手段による安全保障の途が初めから採られたと見る。著者はこのように統一的・体系的に把握されたアメリカのアジア戦略全体の中で、日本国憲法の制定と安保条約の締結を相対化させて理解しようとする。そして著者によれば、日本国憲法9条は、一方では天皇を戦犯として処罰することを求める国際世論にもかかわらず、占領管理体制の維持に効果があると判断されて天皇制が象徴天皇制として維持され、他方では占領管理体制の進展が天皇制の廃止にまで及ぶことを恐れた一部の日本の支配層が非武装化を受け容れるに至ったという双方の思惑の一致（偶然の一致）から制定されたものということになる。

著者のこのような見方は、日本と韓国における憲法をめぐる政治状況や運動の意味を冷静かつ客観的に分析しようとするにあたって、非常な示唆を与えるものであり、有意義な視点を与えてくれると思う。

本書は、理論的な分析をテーマとする著作であるため、それが運動上に持つ意味についての詳細な説明を求めるのは、場違いかも知れない。しかし「二つの法体系論」に対し、その運動上の意義を高く評価しつつも、理論的には欠陥があるとして批判する著者の立場からして、それが憲法9条の改正に反対する運動にどのような意味を持つのか、著者のような分析がどのように生かせるのか、本書の本文だけでなく「あとがき」の中でも若干の示唆は与えられていると思うが、もう少し具体的に教えて欲しいという希望を抱くのは私だけであろうか。

(2019.5記)

日本国際法律家協会のホームページリニューアル


今年の春、ホームページを大幅リニューアルしました! イベント情報の更新や声明など、日本国際法律家協会の動きや海外での動きも発信していきます。ぜひご覧ください。



最新ニュース

緊急記者会館：ドゥテルテ大統領来日にあたって、フィ...

「ドゥテルテ大統領への公開書簡 悪化するフィリピンの超法規的殺害について」.....日...



超法規的殺害：フィリピン...

フィリピンにおける超法規的殺害と国軍の残虐行為に対...

日本国際法律家協会は、現在悪化の一途をたどるネグロス島における農民やドライバー、人権活動家、農民組織、弁護士、宗教者...

[Read More](#)

私たち日本国際法律家協会は、在日外国人（特にフィリピン人）の抱える問題（結婚、離婚、労働、在留資格、国籍、人身取引など）にも取り組んでいます

[外国人法律相談について もっと知る](#)

Upcoming Events

- 01 Sun Sep アイヌ・戦争を考... [Register Now](#)
- 未定 IADL大会参加・ア... [Register Now](#)

1. 入会プランを選択 2. 年会員情報を入力 3. カード情報を入力 4. 入会内容の確認 5. 完了



任意団体 日本国際法律家協会

入会プランを選択

弁護士（年24,000円）日本国際法律家協会・年会費

このプランを選択

年会費: ¥24,000

決済日: 毎年10月1日
次回の決済日は2019年10月1日

税金控除: 対象外

会員特典:

弁護士5年目まで（年18,000円）日本国際法律家協会・年会費

このプランを選択

年会費: ¥18,000

会費納入がクレジットカードでできるようになりました。「Support us」の左下、会費納入の「クレジットカードはこちら」をクリック。上記の画面がでますので、会員種別（弁護士・弁護士5年目まで・研究者・市民）を選択してください。毎年10月1日に引き落とされます。

活動日誌

今後の予定

8月	31日	日本国際法律家協会・理事会（北海道）
9月	1日	アイス、室蘭の戦争を考えるツアー
11月29日		
	～12月2日	COLAP執行部会議@タイ
12月	7日（予定）	日本国際法律家協会・総会@東京
2020年4月	（未定）	IADL大会（アルジェリア）

→詳細はJALISAHPをご覧ください

いままでの活動

- | | | |
|----|---------|--|
| 3月 | 15日～18日 | フィリピン超法規的殺人国際調査団調査@フィリピン |
| 4月 | 6日～7日 | IADL/COLAP執行部会議@クアラルンプール |
| | 11日 | フィリピンにおける超法規的殺害と国軍の残虐行為に対する抗議声明 |
| | 12日 | 改憲問題対策法律家6団体連絡会「憲法審査会の開催に反対する法律家団体の緊急声明」 |
| | 18日 | 移民問題学習会(技能実習制度を含めた4月からの新たな受け入れ(改定入管法)@新宿 |
| | 22日 | 改憲問題対策法律家6団体連絡会「安倍政権と取材の自由」～官邸による取材の自由と国民の知る権利への侵害を跳ね飛ばす院内集会 |
| 5月 | 11日 | 日本国際法律家協会・理事会@大阪 |
| | 11日 | フィリピン超法規的殺害イベント@大阪 |
| | 16日 | フィリピン超法規的殺害講演会/記者会見@横須賀 |
| | 17日 | フィリピン超法規的殺害記者会見@日本外国特派員協会 |
| | 18日 | フィリピン超法規的殺害イベント(東京) |
| 6月 | 8日 | 軍隊を捨てた国コスタリカからロベルト・サモラ弁護士来日講演会@東京 |
| | 14日 | 「ロベルト・サモラさんとの対話 議会にもっと女性を 市民がもっと主権者意識を」院内集会 |

編集後記

2016年にカトマンズでアジア太平洋法律家協会 (COLAP) が設立されて約3年が経ちました。すでに10か国の法律家団体が加盟し、執行部が日常的にメールでやりとりをしています。また、各地で定期的に会議が開かれ、そこに集った研究者を含む法律家がアジア太平洋地域における各種の人権問題を共有しながら、COLAPとしてできることを活発に議論してきました。これまで多数の決議も出されています。COLAPの活動が発展すればするほど、国際的視点を重視する日本国際法律家協会の活動の幅も広がっていきます。本号では、今年4月にクアラルンプールで開催されたCOLAPの会議やフィリピンの超法規的殺害問題にかかる調査等、国際的な活動からみえてくる各国の人権問題を報告する記事を多数掲載することができました。ぜひお読みいただき、会員の皆さまの今後の活動の参考にしていただけると幸いです。また、毎号のようにお願いしていますが、皆さまのご寄稿をお待ちしています。

(清末愛砂)